

準管理当局を有しない非加盟国を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物の2号承認制移行について

輸入注意事項第8号 (元. 6. 2)

改正①輸入注意事項12第96号 (12. 12. 26) ②輸入注意事項13第19号 (13. 5. 31)

③輸入注意事項17第31号 (17. 7. 25)

平成元年6月1日付け通商産業省告示第256号(輸入公表の一部を改正する告示)により、輸入公表三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物であって、三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を船積地域とするもの(現行は通関時確認制。)については、平成元年7月1日以降2号承認制に移行することになりました。

このため、平成元年7月1日以降に上記貨物を輸入する場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による経済産業大臣の輸入承認を受けなければなりません。これにより輸入公表三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入承認は原則として行いませんので注意してください。

なお、本日から2号承認制に移行するまでの間に上記貨物を輸入する場合(輸入貿易管理令別表第2に規定する携帯品として輸入する場合を含む。)にあつては、輸出する国又は地域の再輸出証明書について事前に経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査班まで問い合わせただくようお願いいたします。